

掛川市告示第99号

河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項に規定する準用河川に係る河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、令和3年8月31日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和3年 8月31日

掛川市長 久保田 崇

- 1 河川の名称
準用河川菊川水系篠ヶ谷川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和3年 月 日
- 3 廃川敷地等の位置
掛川市下土方3751番の1の一部
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 141.52 m²